

社会福祉法人五幸会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35第1項並びに社会福祉法人五幸会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

2 前項において、費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は平成29年6月2日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。